介護保険課長

新型コロナウイルス感染症にかかる要介護認定の臨時的な取り扱いについて(その2)

令和2年4月9日に「新型コロナウイルス感染症にかかる要介護認定の臨時的な取り扱いについて」を発出したところ、当該取り扱いに関連して問い合わせがあったことについて、下記のとおりとします。

記

- Q1 「認定調査が困難である方」とはどのような対象者が該当するのか。
- A1 新型コロナウイルス感染症の感染の有無、感染者との接触状況は問わず、本人・家族や施設・病院の感染予防対策として面会ができない場合や事業所の方針等で調査員の訪問ができない場合等を想定しています。
  - Q2 主治医意見書作成のための受診ができない場合は対象に含まれるか。
- A2 4月15日に厚生労働省へ確認したところ、令和2年4月7日付事務連絡の「面会が困難な場合」とは主治医意見書作成のための医師の面会も含まれるとの回答でした。
  - つきましては、主治医意見書作成のための受診ができない場合も期間合算の対象に 含めるものとします。
  - Q3 更新申請書を提出済みの場合、申請取り下げ書の提出が必要か。
- A3 取り下げ書の提出は不要です。
  - Q4 更新申請書の提出前に医療機関へ主治医意見書作成の依頼をしてしまっている場合、どのように対応したらいいか。
- A4 主治医意見書の提出は不要であるため、依頼先の主治医へ主治医意見書が不要であることを連絡してください。既に主治医意見書作成済みである場合は意見書作成料をお支払いしますので、申出書と合わせて更新申請書の提出をお願いします。

- Q5 居宅介護支援事業所等が認定調査のための訪問をしないと方針決定した場合は、届け出 る必要があるか。
- A5 認定調査の実施状況を把握するため、介護認定係へご一報ください。
  - Q6 申出書の提出後は本人へどのような形で通知されるのか。
- A6 後日、現在の有効期間満了日の翌日から12か月間の有効期間の被保険者証と結果 通知等を郵送する予定です。
  - Q7 申し出による合算後の更新時期はいつになるのか。
- A7 合算後の有効期間満了日の60日前から受け付けます。
  - Q8 通常、更新決定通知があった場合は、ケアプランを見直す必要があるが、今回の場合はこれに該当するか。
- A8 今回の有効期間の合算は、従前の認定有効期間を延長するものであり、従前のケア プランを引き継ぐものと考えるため、見直しの必要はありません。ただし、本人の 状態変化等見直しが必要と判断される場合はサービス担当者会議を開催し、ケアプ ランを見直してください。